平成２３年（フ）第１３２号
群馬県吾妻郡東吾妻町大字須賀尾1932番地２
債務者　丸山　卓也
１　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第１３９号
群馬県前橋市元総社町1239番地35
債務者　天野由紀子
１　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第１４０号
群馬県前橋市西善町1073番地５
債務者　大久保浩二
１　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第１４２号
群馬県前橋市富士見町小暮1433番地１
債務者　青木　京子
１　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第１５１号
群馬県伊勢崎市安堀町1463番地５
債務者　川田　裕子
１　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第１５２号
群馬県伊勢崎市緑町６番１号　ユニーブル伊勢崎セントラルエアタワー204
債務者　千代谷　司
１　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第７６号
群馬県高崎市上小鳥町532番地２
債務者　坂本亜香子
１　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１５４号
埼玉県東松山市殿山町13番地１、住民票上の住所埼玉県比企郡吉見町大字和名46番地119
債務者　西塚　順一
１　決定年月日時　平成23年４月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１４４１号
千葉県船橋市西船３丁目８番５号　とよみ荘101、住民票上の住所千葉県鎌ケ谷市道野辺中央５丁目１番14号　アゼリア203号
債務者　岩村　政一
１　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１７５８号
千葉市稲毛区千草台２丁目２番17棟108号
債務者　池田　　淳
１　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７０号
千葉市稲毛区轟町２丁目８番１棟713号
債務者　青柳由紀子
１　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１９８号
千葉県市川市平田１丁目10番７－101号　ラ・ヴィ市川
債務者　山本由香里
１　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９９号
相模原市中央区千代田１丁目３番４号　レフィナード201号
債務者　佐野　松二
１　決定年月日時　平成23年４月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１００号
相模原市緑区下九沢1590番地１　グリーンヒル下九沢１－703
債務者　原田　節子
１　決定年月日時　平成23年４月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１２０号
相模原市中央区並木２丁目２番４－303号
債務者　岩上　　隆
１　決定年月日時　平成23年４月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１２３号
神奈川県座間市東原５丁目１番13－507号　さがみ野さくら
債務者　高橋　礼子（旧姓齋藤）
１　決定年月日時　平成23年４月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１２８号
神奈川県座間市東原５丁目１番11－503号　さがみ野さくら
債務者　清水　裕介
１　決定年月日時　平成23年４月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１３１号
相模原市中央区田名1635番地
債務者　小川　佳子
１　決定年月日時　平成23年４月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部